

平成29年第7回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年9月1日（金） 午前9時
- 2 開催場所 三種町役場2階 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 腰丸 豊
書記 三浦 保、門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第39号 選挙人名簿に登録することについて
 - (2) 議案第40号 選挙人名簿から抹消することについて
 - (3) 報告第16号 登録の移替えをした者について
 - (4) 報告第17号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第18号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 協議第1号 平成29年度明るい選挙啓発ポスター1次審査について

午前8時55分開会

腰丸書記長 おはようございます。只今から平成29年第7回三種町選挙管理委員会を開会致します。初めに委員長より御挨拶をいただきます。

近藤委員長 はい。おはようございます。3か月ぶりということで皆さんお久しぶりでございます。今日から9月、だいぶ朝夕涼しくなってきました。稲の方もだいぶ進んだようです。今月中ごろには稲刈りも始まるのではないかと思います。選挙の方も、来年の議会議員選挙を控え動きもあったようです。本日は6件ほどの案件とその他ということで、審議の方よろしくお願い致します。

本日の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員にお願い致します。

それでは、案件に入ります。

「議案第39号選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願い致します。

門間書記 議案第39号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成29

年 9 月 1 日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

本日の選挙人名簿の登録につきましては、6 月定時登録後の新有権者と転入 3 カ月経過の登録となります。

まず、「1」の新有権者登録については、平成 11 年 6 月 3 日から平成 11 年 9 月 2 日までの方が対象となります。人数は、男 19 人、女 17 人、計 36 人となります。

次に、「2」の転入登録については、6 月 1 日基準日での登録は、平成 29 年 6 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している方が対象となります。転入日では、平成 29 年 3 月 2 日から平成 29 年 6 月 1 日までに転入した方で、人数は、男 47 人、女 45 人、計 92 人。

よって、新有権者と転入 3 カ月経過による本日の登録者総数は、男 66 人、女 62 人、合計 128 人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1 頁に、転入登録につきまして、2 頁から 4 頁に記載しております。

議案第 39 号の説明は、以上です。

近藤委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 皆さん、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 無いようでございますが、議案第 39 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「意義ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 39 号を原案どおり決定することと致します。

近藤委員長 次に、議案第 40 号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

門間書記 はい。議案第 40 号「選挙人名簿から抹消することについて」。
公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を平成 29 年 9 月 1 日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

本日の抹消は、選挙時登録後、基準日 8 月 3 1 日までの死亡と転出 4 カ月経過の抹消となります。

まず、「1」の死亡抹消者ですが、死亡の届出が平成 2 9 年 6 月 1 日から 8 月 3 1 日までとなり、男 3 7 人、女 4 9 人、計 8 6 人となります。

次に、「2」の転出抹消者ですが、今回は、平成 2 9 年 4 月 3 0 日以前に三種町から転出した者が 4 カ月経過の対象で、転出日の範囲は、平成 2 9 年 2 月 1 日から平成 2 9 年 4 月 3 0 日まで。人数は、男 6 0 人、女 7 5 人、計 1 3 5 人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男 9 7 人、女 1 2 4 人、合計 2 2 1 人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の 5 頁から 7 頁まで、転出抹消は 8 頁から 1 1 頁に記載しております。

死亡抹消の №. 7 1 の方ですが、死亡年月日が 3 月 3 1 日となっています。こちらの方につきましては、3 月 3 1 日に亡くなられていたようですが、一人暮らしの方で、発見されたのが遅く、死亡の届出が 6 月 1 6 日に出されたために今回の抹消の対象となります。以上で、議案第 4 0 号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、議案第 4 0 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 4 0 号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第 1 6 号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

門間書記 はい。報告第 1 6 号「登録の移替えをした者について」。
平成 2 9 年 9 月 1 日付けの定時登録に係る登録の移替えをした

者は、別紙のとおりである。

平成29年6月1日から平成29年8月31日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男22人 女23人 合計45人

登録の移替えの対象者ですが、別冊名簿の12頁から15頁に記載の44人となっております。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り)

近藤委員長 それでは、特に無いようですので、報告第16号を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第16号を原案どおり承認致します。

続きまして、報告第17号と報告第18号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告代17号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告代18号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明の方お願い致します。

門間書記 はい。報告第17号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は308である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数については9月定時登録の選挙人名簿登録者数が算出基礎となりますので、4頁の選挙人名簿登録者数をご覧ください。

左から、前回6月定時登録時の登録者数が、合計で15,479人で、これに対して、今回9月定時登録の抹消者数が220人、登録者数が128人、差引きしました今回の名簿登録者数が15,

386人で、選挙時登録から93人の減となっております。この15,386人の50分の1の数が308となります。

続きまして、報告第18号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,129である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数15,386の3分の1ですので5,129となります。

以上で、報告第17号と第18号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。ご質問等無いとのことですが、報告第17号、第18号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いとのことですので、報告第17号、第18号を原案どおり承認することと致します。

近藤委員長 続きまして協議第1号「平成29年度明るい選挙啓発ポスター第1次審査について」事務局より説明お願い致します。

門間書記 はい。協議第1号「平成29年度明るい選挙啓発ポスター第1次審査について」説明します。

公益財団法人明るい選挙推進協会が毎年実施しております選挙啓発ポスターのコンクールについて、今年度も町内の各小学校に夏休みの課題として、ぜひ取り組んでいただけないかということで春に依頼をしておりました。昨年に続き今回も山本中学校の生徒さん6名から応募がございましたので、その第1次審査をお願いしたいと思います。

作品の審査につきましては、第1次審査を市町村の選管で行うことになっておりまして、町の場合であれば15点以内で選定することとなっております。

第2次審査は、県の選管、教育関係者が行いまして、最後の第3次審査（中央審査）は、国の方で行いまして最終発表は11月

初旬を予定しています。

これから作品をご覧くださいまして、審査していただきますが、「2」の審査の注意事項をまとめていますのでご覧ください。

1つ目が大きさの基準で、これにつきましては6作品とも問題なくクリアしております。

2つ目として、学校の教材、デザイン集等に掲載されている作品や、過去に入選した作品を模倣したものでないこと。これにつきましても問題無いものと思っております。

3つ目として、誤字がないこと。

4つ目として、明るい選挙のイメージから外れたものではないこと。具体的には、金権選挙を扱ったものや全体の色彩が暗いものでないこと。こういったものは好ましくないとされております。

5つ目として、著作権の関係ですが漫画の主人公等を描いたものでないこと。

以上5つの審査基準が示されておりますので、これを念頭に審査の方お願いしたいと思います。作品を移動しますので、よろしくお願い致します。

(各委員、暫時作品を確認)

川田委員 何点選ぶのですか。

門間書記 町村は15点まで推薦できますので、本日6点ありますので全部でも大丈夫です。

川田委員 順位は付けるのですか。

門間書記 順位をつけるものではありません。

川田委員 「選挙」と記載しているのは2点、あとは「選挙」という文字が書かれていないですね。「選挙」と書いていた方がインパクトがある気がしますね。

近藤委員長 2番目のポスターはなかなかいいですね。

加賀谷委員 全員のポスターを推薦していいのではないのでしょうか。

田村委員 そうですね。全部出してもいいですね。

加賀谷委員 他の学校からは応募がなかったのですか。

門間書記 そうですね。全部の学校に依頼はしましたが、応募があったのは山本中学校だけでした。去年も応募があったので今年につながったのだと思われます。

加賀谷委員 選挙年齢も18歳からになったので、中学生からは興味をもって応募してほしいですね。

川田委員 何十枚というものでもないのに、すべて推薦して良いのではないのでしょうか。

近藤委員長 それでは、協議第1号につきましては、6点とも第1次審査通過ということで、県の方に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 はい。それでは、6点とも1次審査は通過ということで、事務局の方で対応下さるようお願いします。

近藤委員長 それでは、その他について事務局からお願いします。

門間書記 はい。それでは、14頁の方で、今後の日程についてご説明致します。

(以下、資料に基づき説明。)

(その後、町長選挙における投票用紙の様式、町の選挙における選挙公報配布方法等について意見交換)

近藤委員長 委員の皆さんから、他に何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、これで本日の委員会を終了致します。

午前10時20分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____